

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月13日
【計算期間】	第8特定期間（自 平成23年10月18日 至 平成24年4月16日）
【ファンド名】	世界インフラ株式・債券分散ファンド
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 郁也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【事務連絡者氏名】	ファンド・レポーティング部長 橋詰 廣志
【連絡場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【電話番号】	03-6737-0521
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

② 信託金限度額

上限 1兆円

③ 基本的性格

当ファンドは、委託会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が投資家のために、利殖の目的をもって設定する証券投資信託で、三井住友信託銀行株式会社がその受託会社となることを引受けたものです。

当ファンドは、委託者が受託者に投資信託財産の運用を指図する委託者指図型の追加型証券投資信託で、その商品分類及び属性区分は以下のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

（用語の定義について）

当ファンドが該当する商品分類に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）にてご確認いただけます。

<単位型投信・追加型投信>

- ・追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

<投資対象地域>

- ・内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<投資対象資産（収益の源泉）>

- ・資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する属性区分に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) にてご確認いただけます。

<投資対象資産>

・その他資産（投資信託証券）

…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

・資産複合（株式、債券）資産配分固定型

…目論見書又は投資信託約款において、複数資産（株式、債券）を投資対象とし、投資割合については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

当ファンドでは株式、債券、不動産投信以外の資産である投資信託証券を主要投資対象とし、当該投資信託証券を通じて複数資産（株式、債券）に投資します。

なお、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）が「資産複合」であるのに対して、属性区分表の投資対象資産では「その他資産（投資信託証券）」と異なる区分になっていますが、これは商品分類表では収益の源泉となる資産（実質基準）を記載するのに対して、属性区分表では組入れている資産そのもの（形式基準）を記載することとなっているためです。

＜決算頻度＞

- ・年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

＜投資対象地域＞

- ・グローバル（日本を含む）
…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含みます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜投資形態＞

- ・ファミリーファンド
…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

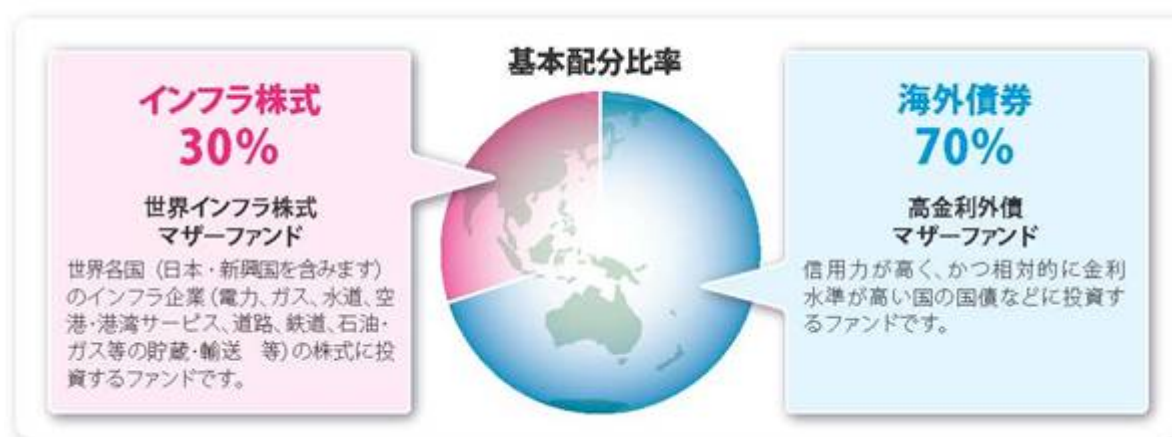
＜為替ヘッジ＞

- ・なし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

④ ファンドの特色

A. 海外の債券と世界のインフラ株式に分散投資します。

信用力が高く、かつ相対的に金利水準が高い国の国債などに投資する「高金利外債マザーファンド」と世界各国（日本・新興国を含みます）のインフラ企業の株式に投資する「世界インフラ株式マザーファンド」に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指します。基本配分比率は、「高金利外債マザーファンド」受益証券70%、「世界インフラ株式マザーファンド」受益証券30%とします。



※時価の変動等により、組入比率が基本配分比率から一定の幅以上乖離した場合、基本配分比率に近づけるよう組入調整を行います。

※実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※株式には預託証書（DR）を含みます。

※各マザーファンドの概要につきましては、後記「2 投資方針」中の「（参考）マザーファンドの概要」をご参照ください。

インフラ株式：インフラとは？

インフラとは、インフラストラクチャー（infrastructure）の略です。社会的生産基盤という意味で、人々の生活や経済活動にとって必要不可欠な設備・サービスのことをさします。当ファンドでは、公益インフラ（電力、ガス、水道等）、輸送インフラ（空港・港湾サービス、道路、鉄道等）、エネルギーインフラ（石油・ガス等の貯蔵・輸送）を投資対象とします。

B. 毎月決算を行い、収益分配を目指します。

毎月15日（当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に収益分配を目指します。収益分配に当たっては、海外債券からの利金収入、インフラ株式からの配当収入等により、毎月安定的な分配を目指します。また、値上がり益等があった場合には毎月の決算の都度、値上がり益等を付加したボーナス分配を目指します。

※分配金額は委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には分配（ボーナス分配を含みます。）を行わないこともあります。

なお、当ファンドにはベンチマークはありませんが、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）（※1）、S & Pグローバル・インフラストラクチャー・インデックス（配当込み、円ベース）（※2）及びこれらの複合指数を参考指数として使用することがあります。

※1：シティグループ世界国債インデックスとは

シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックスに関する著作権・知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。

※2：S & Pグローバル・インフラストラクチャー・インデックスとは

S & Pが算出する世界のインフラ企業の株式からなる株価指数です。指数は、公益インフラ（電力、ガス、水道等）、輸送インフラ（空港・港湾サービス、道路、鉄道等）、エネルギーインフラ（石油・ガス等の貯蔵・輸送）の3つのカテゴリから構成されています。

S & Pグローバル・インフラストラクチャー・インデックスの所有権及びその他の一切の権利は、S & Pが有しています。S & Pは同指数等の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。

（2）【ファンドの沿革】

平成20年7月31日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

平成24年4月1日 当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継
当ファンドの主要投資対象である中央三井高金利外債マザーファンドの名称を高金利外債マザーファンドに変更

（3）【ファンドの仕組み】

① ファミリーファンド方式での運用

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（世界インフラ株式・債券分散ファンド）とし、その資金をマザーファンド（高金利外債マザーファンド及び世界インフラ株式マザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



② ファンドの関係法人

委託会社 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

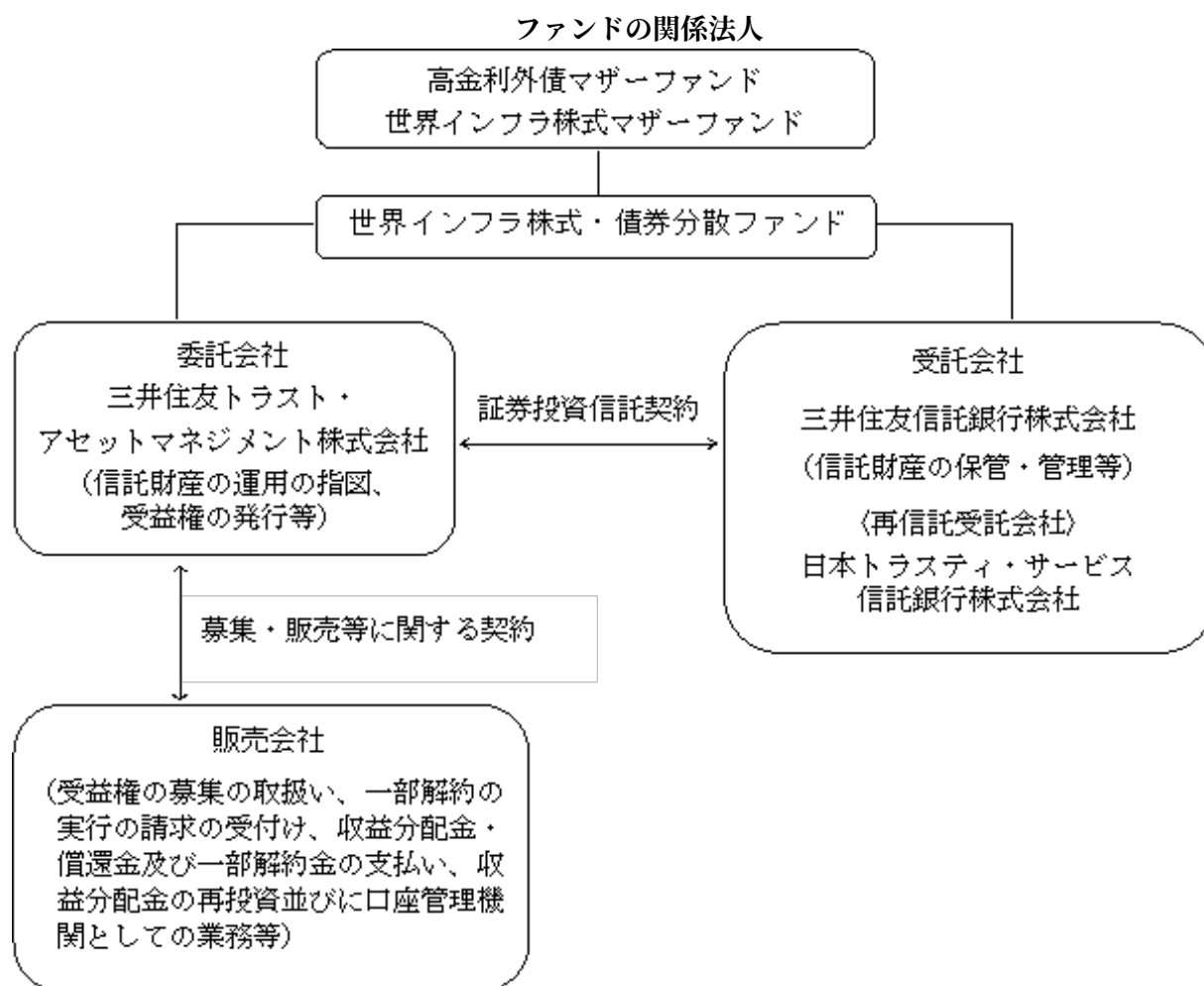
受託会社 三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。

**委託会社と関係法人との契約の概要**

	概 要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、当該信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいています。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等に係る事務の内容等が定められています。

③ 委託会社の概況

A. 資本金の額：3億円（平成24年5月31日現在）

B. 委託会社の沿革

昭和61年11月1日：住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和62年2月20日：投資顧問業の登録

昭和62年9月9日：投資一任契約に係る業務の認可

平成2年10月1日：住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年2月15日：住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年3月25日：証券投資信託委託業の認可

平成19年9月30日：金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）

平成24年4月1日：中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

C. 大株主の状況（平成24年5月31日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 運用方針

高金利外債マザーファンド及び世界インフラ株式マザーファンド（以下これらを「マザーファンド」という場合があります。）の各受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。

従って当ファンドでは、基本的に各マザーファンドを通じて、海外の債券及び世界各国（日本を含みます。）の株式に分散投資することになります。このほか、国内外の株式・公社債等に直接投資することもあります。

② 投資態度

A. 主として、マザーファンド受益証券に投資し、海外の債券と世界各国（日本を含みます。）の株式への分散投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

B. 基本配分比率は「高金利外債マザーファンド」受益証券70%、「世界インフラ株式マザーファンド」受益証券30%とします。

C. 上記の基本配分比率には各受益証券毎に一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にははりバランスを行います。また、市況動向等の変化に応じて、当該基本配分比率の見直しを行う場合があります。

D. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、為替予約取引等を活用する場合があります。

E. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引及び債券先物取引等を活用することがあります。このため、株式及び債券の組入総額と株価指数先物取引及び債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

F. ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

G. 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

H. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

I. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記

（5）①J.、K.及びL.に定めるものに限りま。）

3. 金銭債権（上記1.、2. 及び下記4. に掲げるものに該当するものを除きます。）

4. 約束手形（上記1. に掲げるものに該当するものを除きます。）

B. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「高金利外債マザーファンド」及び「世界インフラ株式マザーファンド」の各受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証券

9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から11. までの証券又は証書の性質を有するもの

13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

14. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券又は証書並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記1. の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から6. までの証券並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券及び上記14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 運用指図できる金融商品

A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

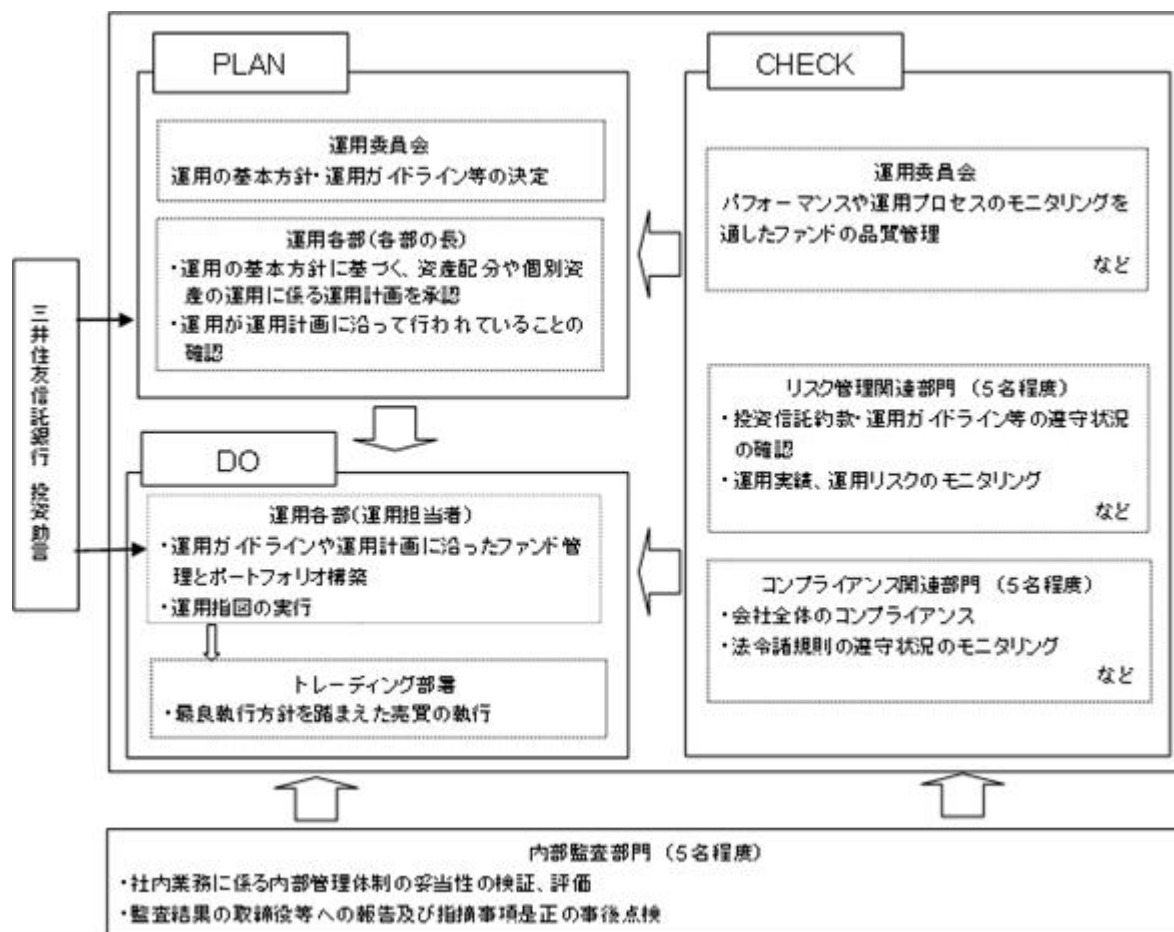
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

B. 金融商品による運用の特例

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

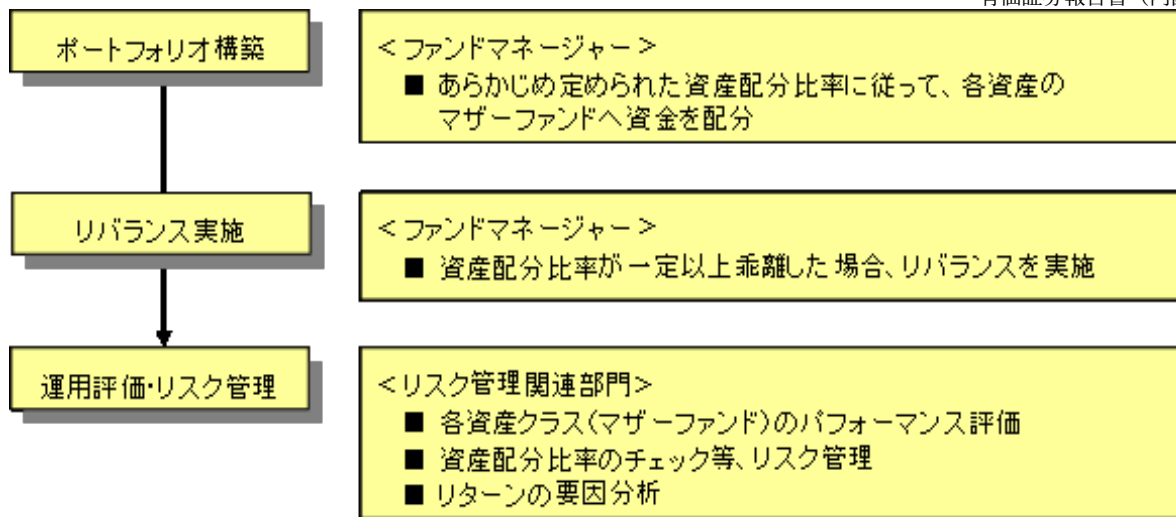
（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。



<ポートフォリオ構築プロセス>

- ・当ファンドはファンドマネージャーが基本配分比率に基づき、各資産のマザーファンドへ資金を配分し、当該配分比率が値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスを行います。また、運用評価・リスク管理についてはリスク管理関連部門が行います。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

① 分配方針

毎決算時（原則として毎月15日ですが、第1計算期間のみ異なります。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- A. 分配対象額は、経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。）等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金及び収益調整金、その他の調整金は、全額分配に使用することがあります。
- B. 分配金額については、上記A. の範囲内で委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益（みなし配当等収益を含みます。）を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、上記A. の範囲内で委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定する額を付加して分配を行うことがあります。ただし、分配対象額が確保できた場合でも、基準価額水準・市況動向等を勘案して、委託会社が決定する額を付加して分配を行わないことがあります。
- C. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

② 分配収益の計算

- A. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とみなし配当等収益との合計額は、諸経費（後記「４ 手数料等及び税金（４）その他の手数料等 ①」の記載をご参照ください。）、監査費用、当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補

填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ハ. 上記イ. 及びロ. においてみなし配当等収益とは、マザーファンドの配当等収益にマザーファンドの受益権総口数に占める信託財産に属するマザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ. 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

ホ. 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、後記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に規定する申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、上記ニ. に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

B. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払い

A. 支払時期と場所

イ. 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日までの日）から、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対する支払いを開始します。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

ハ. 上記イ. に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

B. 時効

受益者が、収益分配金については上記A. イ. に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

※将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

（参考）

【収益分配金に関する留意事項】

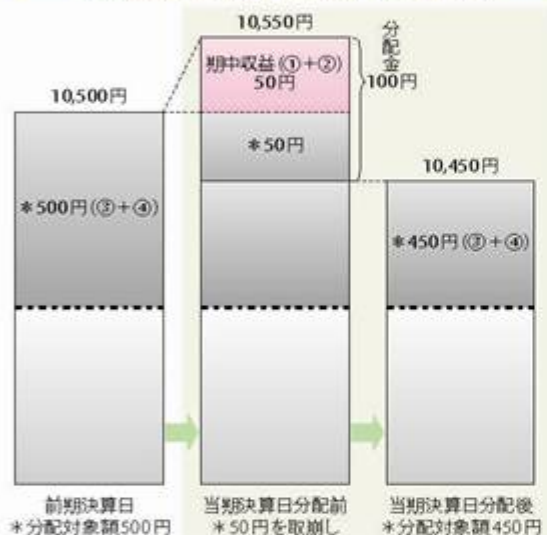
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



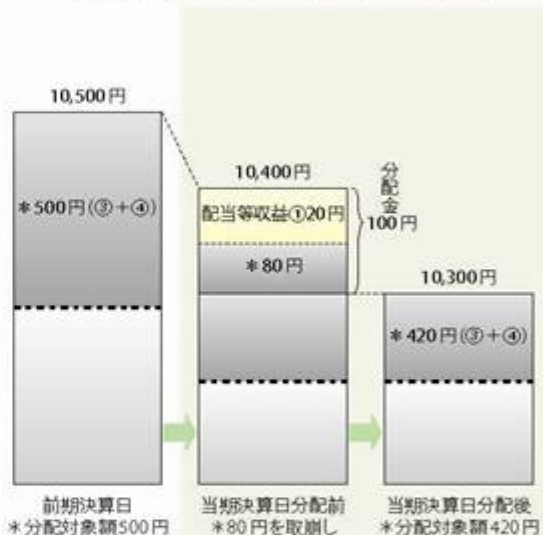
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

A. 株式への投資割合

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

B. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

C. 新株引受権証券等への投資割合

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

D. 同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

E. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

F. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

G. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

H. 投資する株式等の範囲

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所では有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場では有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

I. 信用取引の指図範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

J. 先物取引等の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図

をすることができます。

K. スワップ取引の運用指図

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

L. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

M. 有価証券の貸付の指図及び範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の
 - a. 及びb. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記イ. a. 及びb. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、有価証券の貸付に当たり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

N. 公社債の空売りの指図及び範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債又は下記O. の規定により借入れた公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ロ. 上記イ. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

O. 公社債の借入れの指図及び範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ. 上記イ. の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範

囲内とします。

ハ、信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ、の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二、上記イ、の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

P. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

Q. 外国為替予約取引の指図

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ、上記イ、の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ、信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ、の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

R. 一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

S. 再投資の指図

委託会社は、上記R、の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

T. 資金の借入れ

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ、一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。

ハ、収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二、借入金の利息は信託財産中から支弁します。

U. 受託会社による資金の立替え

イ、信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ、信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ、上記イ、及びロ、の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

V. 利害関係人等との取引等

イ、受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下イ、及び下記ロ、において同じ。）、信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託会社における他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記イ、からオ、まで及びQ、からT、までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

ロ、受託会社は、受託会社がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社又は受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

ハ、委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託会社、その取締役、執行役及び委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託会社が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記イ、からオ、まで及びQ、からT、までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

ニ、上記イ、からハ、までの場合、委託会社及び受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

② 関連法令に基づく投資制限

A. 発生し得る危険に対応する額として算出した額が運用財産の純資産額を超える場合におけるデリバティブ取引に関する制限

（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

B. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、次のイ、に掲げる数がロ、に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。ロ、において同じ。）の総数

ロ、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

（参考）マザーファンドの概要

「高金利外債マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

シティグループ世界国債インデックス（日本を除く）に採用されている国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などを主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① シティグループ世界国債インデックス（日本を除く）に採用されている国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などのうち、国際的な格付機関である米国S & P社又は同Moody's社から、原則としてA格相当以上が付与された債券に投資することにより、安定した収益の確保及び信託財産の着実な成長を目指します。
- ② 銘柄選択については、上記債券の中から相対的に金利が高い国の債券を選び、国別、通貨別、残存期間などを考慮しながら、分散投資を行い、その組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。各国の投資比率は、相対的魅力度、流動性、信用力、金利の方向性などの分析をもとに決定します。
- ③ 運用に際しては、三井住友信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、三井住友信託銀行株式会社の運用部門から投資情報の提供を受け活用します。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替予約取引等を活用する場合があります。
- ⑤ 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑥ わが国の取引所（金融商品取引所等を含む。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- ① 株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限ることとし、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

「世界インフラ株式マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

S & Pグローバル・インフラストラクチャー・インデックス（配当込み、円ベース）に採用されている世界各国（日本を含みます。）の株式を主要投資対象とします。なお、一部の銘柄については預託

証書（DR）を通じて投資を行います。

（２）投資態度

- ① S & P グローバル・インフラストラクチャー・インデックス（配当込み、円ベース）に採用されている世界各国（日本を含みます。）の株式に投資を行い、同指数の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 運用に際しては、三井住友信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、三井住友信託銀行株式会社の運用部門から投資情報の提供を受け活用します。
- ③ 株式への投資割合は、原則として高位とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーの調整等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。
- ⑤ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑥ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- ⑦ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

３．投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

③ 金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

④ 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑥ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

<その他の留意点>

- ① 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ② 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さ

かった場合も同様です。

- ③ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ① 委託会社では、運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行います（運用を外部委託しているファンドも含まれます。）。
- ② モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理、コンプライアンスに関する委員会等に報告され、委員会等は適切な運用リスク管理・法令遵守に必要な措置を講じます。
- ③ 内部監査部門は、独立した立場でリスク管理体制の適切性・有効性を検証し、評価を行います。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① お申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜※ 3.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ※「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。
- なお、マザーファンドにおいては、申込手数料はかかりません。
- ② 「分配金再投資コース」（※）において収益分配金を再投資する場合については無手数料とします。
- ※収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。
- ③ 償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（※））
- ※「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。
- ④ 申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額（※）の中から差引きます。
- ※お申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を加えた総額をいいます。
- ⑤ 上記①から③までの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電 話：0120-668001（フリーダイヤル）

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページ アドレス：<http://www.smtam.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 解約手数料はありませんが、下記②の信託財産留保額が控除されます。

- ② 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

受益者の手取額は、当該解約価額から下記「（５）課税上の取扱い」「④ 個人の受益者に対する課税」もしくは「⑤ 法人の受益者に対する課税」に記載の税額を差引いた金額となります。

なお、当ファンドが保有する各マザーファンドの受益証券を一部解約する場合には、各マザーファンド毎に、下表のＡ欄の金額にＢ欄の率を乗じて得た信託財産留保額が控除されます。

マザーファンド名	A 欄	B 欄
高金利外債マザーファンド	一部解約を行う日の一部解約又は追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約又は追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額	0.2%
世界インフラ株式マザーファンド	一部解約を行う日の前営業日の基準価額	0.3%

税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になることがあります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ① 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.2075%（税抜 1.15%）を乗じて得た額とします。その配分は以下のとおりです。

委託会社	年率 0.5145%	（税抜 0.49%）
販売会社	年率 0.63%	（税抜 0.6%）
受託会社	年率 0.063%	（税抜 0.06%）

なお、マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。
 ③ 信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど信託財産中から支弁します。
 ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。
 なお、マザーファンドにおいては、監査報酬はかかりません。
 ③ 借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。
 ④ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引に要する費用等は、取引のつど信託財産中から支弁します。

手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個別元本について

- A. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
 B. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

C. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

D. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「③ 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 一部解約時及び償還時の課税について

一部解約時及び償還時の譲渡益（個人の場合）又は個別元本超過額（法人の場合）が課税対象となります。詳しくは下記④又は⑤をご参照ください。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

A. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

B. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 個人の受益者に対する課税

A. 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は以下のとおりです。

なお、配当控除の適用はありません。

	税 率（内 訳）
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%、住民税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、住民税3%）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

B. 一部解約時及び償還時の譲渡益が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は上記Aと同じです。

C. 一部解約時及び償還時の損失の金額については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

⑤ 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
平成24年12月31日まで	7%
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

上記は、平成24年5月31日現在のものですので、税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下の記載事項は、平成24年5月31日現在の状況について記載してあります。

（１）【投資状況】

資産の種類		国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託 受益証券	高金利外債マザーファンド	日本	175,741,439	69.96
	世界インフラ株式マザーファンド	日本	69,935,447	27.84
	親投資信託受益証券合計		245,676,886	97.80
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）			5,532,534	2.20
合計（純資産総額）			251,209,420	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

＜参考＞

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託の状況は次のとおりです。

（高金利外債マザーファンド）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	カナダ	32,675,280,916	33.35
	ノルウェー	22,672,247,410	23.14
	小計	55,347,528,326	56.48
特殊債券	オーストラリア	36,900,299,860	37.66
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,741,111,927	5.86
合計（純資産総額）		97,988,940,113	100.00

（世界インフラ株式マザーファンド）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	19,133,312	27.36
	カナダ	7,242,197	10.36
	イギリス	4,875,469	6.97
	フランス	4,594,563	6.57
	オーストラリア	4,210,113	6.02
	その他	23,516,514	33.63
	小計	63,572,168	90.90
投資信託受益証券	シンガポール	1,958,794	2.80
	オーストラリア	871,430	1.25
	小計	2,830,224	4.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,533,840	5.05
合計（純資産総額）		69,936,232	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

種類	銘柄	口数	簿価（円）		評価額（円）		投資比率（%）
			単価	金額	単価	金額	
親投資信託 受益証券	高金利外債 マザーファンド	146,512,246	1.2392	181,557,975	1.1995	175,741,439	69.96
	世界インフラ株式 マザーファンド	111,220,495	0.6631	73,750,311	0.6288	69,935,447	27.84

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託の状況

（高金利外債マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄

A. 主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	利率（%）	償還日	額面金額	簿価（円）		評価額（円）		投資比率（%）
							単価	金額	単価	金額	
1	オーストラリア	特殊債券	WEST AUST T CORP	8.000	2017/7/15	172,000,000	9,079.17	15,616,180,656	9,237.22	15,888,035,428	16.21
2	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T	9.000	2025/6/1	98,000,000	13,526.49	13,255,964,904	13,808.53	13,532,362,359	13.81
3	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T	8.000	2023/6/1	99,000,000	12,120.51	11,999,312,622	12,311.45	12,188,340,291	12.44
4	オーストラリア	特殊債券	WEST AUST T CORP	8.000	2013/6/15	134,000,000	8,144.62	10,913,792,676	8,037.54	10,770,306,199	10.99
5	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV'T	5.000	2015/5/15	693,000,000	1,449.39	10,044,324,675	1,433.18	9,931,972,050	10.14
6	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV'T	6.500	2013/5/15	712,000,000	1,391.94	9,910,615,648	1,357.31	9,664,050,760	9.86
7	オーストラリア	特殊債券	WEST AUST T CORP	7.000	2019/10/15	60,000,000	8,903.51	5,342,109,300	9,190.46	5,514,278,376	5.63
8	オーストラリア	特殊債券	WEST AUST T CORP	7.000	2015/4/15	56,000,000	8,393.52	4,700,376,508	8,442.28	4,727,679,857	4.82
9	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T	5.250	2013/6/1	50,000,000	8,167.46	4,083,731,070	7,980.35	3,990,178,050	4.07
10	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV'T	4.500	2019/5/22	201,000,000	1,500.62	3,016,264,290	1,530.46	3,076,224,600	3.14
11	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T	8.000	2027/6/1	22,000,000	13,138.72	2,890,518,615	13,474.54	2,964,400,216	3.03
合計								91,773,190,964		92,247,828,186	94.14

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

B. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	56.48
特殊債券	37.66
合計	94.14

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（世界インフラ株式マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄

A. 主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	株数	簿価（円）		評価額（円）		投資比率（％）
						単価	金額	単価	金額	
1	オーストラリア	株式	TRANSURBAN GROUP	運輸	7,799	430.92	3,360,746	430.92	3,360,746	4.81
2	カナダ	株式	ENBRIDGE INC	エネルギー	1,000	2,960.59	2,960,596	3,111.53	3,111,538	4.45
3	カナダ	株式	TRANSCANADA CORP	エネルギー	900	3,255.58	2,930,025	3,223.40	2,901,063	4.15
4	アメリカ	株式	SOUTHERN COMPANY	公益事業	600	3,530.88	2,118,528	3,618.48	2,171,089	3.10
5	アメリカ	株式	EL PASO CORP	エネルギー	900	2,350.23	2,115,213	2,268.95	2,042,055	2.92
6	ドイツ	株式	E.ON AG	公益事業	1,368	1,624.88	2,222,842	1,456.48	1,992,478	2.85
7	スペイン	株式	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	運輸	1,929	1,152.40	2,222,987	1,021.10	1,969,711	2.82
8	シンガポール	投資信託 受益証券	HUTCHISON PORT HOLDINGS TR-U	—	34,000	58.00	1,972,210	57.61	1,958,794	2.80
9	イギリス	株式	NATIONAL GRID PLC	公益事業	2,389	784.55	1,874,305	793.71	1,896,185	2.71
10	アメリカ	株式	SPECTRA ENERGY CORP	エネルギー	800	2,393.64	1,914,914	2,261.84	1,809,477	2.59
11	アメリカ	株式	EXELON CORP	公益事業	600	2,958.71	1,775,226	2,898.73	1,739,238	2.49
12	イタリア	株式	ATLANTIA SPA	運輸	1,745	1,098.22	1,916,402	976.20	1,703,469	2.44
13	オランダ	株式	VOPAK (KON)	運輸	361	4,573.49	1,651,032	4,696.00	1,695,259	2.42
14	アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギー	700	2,533.33	1,773,332	2,421.26	1,694,885	2.42
15	アメリカ	株式	DOMINION RESOURCES INC	公益事業	400	3,968.09	1,587,239	4,092.79	1,637,116	2.34
16	アメリカ	株式	DUKE ENERGY CORP	公益事業	900	1,610.75	1,449,681	1,724.40	1,551,961	2.22
17	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	300	4,899.35	1,469,806	5,143.21	1,542,964	2.21
18	フランス	株式	GDF SUEZ	公益事業	975	1,753.25	1,709,423	1,562.89	1,523,823	2.18
19	フランス	株式	GROUPE EUROTUNNEL SA - REGR	運輸	2,493	590.99	1,473,341	606.31	1,511,550	2.16
20	香港	株式	CHINA MERCHANTS HLDGS INTL	運輸	6,000	254.50	1,527,048	241.80	1,450,848	2.07
21	イギリス	株式	CENTRICA PLC	公益事業	3,438	383.05	1,316,956	375.85	1,292,187	1.85
22	フランス	株式	ADP	運輸	222	6,193.98	1,375,065	5,692.22	1,263,673	1.81
23	アメリカ	株式	FIRSTENERGY CORP	公益事業	300	3,546.66	1,063,999	3,657.94	1,097,382	1.57
24	アメリカ	株式	P G & E CORP	公益事業	300	3,335.15	1,000,547	3,425.12	1,027,538	1.47
25	イギリス	株式	SSE PLC	公益事業	625	1,636.27	1,022,671	1,622.84	1,014,276	1.45
26	ドイツ	株式	FRAPORT AG	運輸	244	4,718.94	1,151,423	4,089.29	997,789	1.43
27	イタリア	株式	ENEL SPA	公益事業	4,424	237.02	1,048,582	225.11	995,893	1.42
28	アメリカ	株式	AMERICAN ELECTRIC POWER COMPANY	公益事業	300	2,944.50	883,351	3,014.74	904,423	1.29
29	ドイツ	株式	RWE AG	公益事業	308	3,327.37	1,024,832	2,878.32	886,524	1.27
30	オーストラリア	投資信託 受益証券	SYDNEY AIRPORT	—	3,967	215.07	853,212	219.66	871,430	1.25
合計							50,765,534		49,615,364	70.94

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

B. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
----	-------	----	---------

株式	国内	電気・ガス業	0.81
		倉庫・運輸関連業	2.47
		不動産業	0.37
	外国	エネルギー	20.33
		運輸	29.67
		公益事業	37.24
	小計		90.90
投資信託受益証券	—	4.05	
合計		94.95	

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成24年５月31日及び同日前１年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額（円）		１万口当たりの基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）※	（分配落）	（分配付）※
第１特定期間（平成20年10月15日現在）	944,017,472	947,752,032	7,583	7,613
第２特定期間（平成21年４月15日現在）	984,560,538	986,682,051	6,898	6,913
第３特定期間（平成21年10月15日現在）	902,490,737	905,371,355	7,748	7,773
第４特定期間（平成22年４月15日現在）	758,042,709	760,449,009	7,876	7,901
第５特定期間（平成22年10月15日現在）	571,557,331	573,561,330	7,130	7,155
第６特定期間（平成23年４月15日現在）	466,923,208	468,467,908	7,557	7,582
第７特定期間（平成23年10月17日現在）	316,298,353	317,460,117	6,806	6,831
第８特定期間（平成24年４月16日現在）	277,677,328	278,652,814	7,116	7,141
平成23年５月末日	436,181,624	—	7,435	—
平成23年６月末日	408,388,229	—	7,394	—
平成23年７月末日	388,583,094	—	7,214	—
平成23年８月末日	372,121,986	—	6,945	—
平成23年９月末日	309,583,019	—	6,579	—
平成23年10月末日	320,609,205	—	7,037	—
平成23年11月末日	294,779,081	—	6,734	—
平成23年12月末日	287,457,536	—	6,763	—
平成24年１月末日	285,527,606	—	6,802	—
平成24年２月末日	291,886,668	—	7,318	—
平成24年３月末日	286,609,842	—	7,306	—
平成24年４月末日	281,655,778	—	7,224	—
平成24年５月末日	251,209,420	—	6,685	—

※特定期間末日における分配付の純資産総額及び基準価額（１万口当たり）を表示しております。

②【分配の推移】

特定期間	1万口当たりの収益分配金
第1特定期間（自 平成20年7月31日 至 平成20年10月15日）	30 円
第2特定期間（自 平成20年10月16日 至 平成21年4月15日）	135 円
第3特定期間（自 平成21年4月16日 至 平成21年10月15日）	100 円
第4特定期間（自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日）	150 円
第5特定期間（自 平成22年4月16日 至 平成22年10月15日）	150 円
第6特定期間（自 平成22年10月16日 至 平成23年4月15日）	150 円
第7特定期間（自 平成23年4月16日 至 平成23年10月17日）	150 円
第8特定期間（自 平成23年10月18日 至 平成24年4月16日）	150 円

（注）収益分配金は、各特定期間中の分配金の累計金額を表示しております。

③【収益率の推移】

特定期間	収益率
第1特定期間（自 平成20年7月31日 至 平成20年10月15日）	△23.9 %
第2特定期間（自 平成20年10月16日 至 平成21年4月15日）	△7.3 %
第3特定期間（自 平成21年4月16日 至 平成21年10月15日）	13.8 %
第4特定期間（自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日）	3.6 %
第5特定期間（自 平成22年4月16日 至 平成22年10月15日）	△7.6 %
第6特定期間（自 平成22年10月16日 至 平成23年4月15日）	8.1 %
第7特定期間（自 平成23年4月16日 至 平成23年10月17日）	△8.0 %
第8特定期間（自 平成23年10月18日 至 平成24年4月16日）	6.8 %

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配落ちの基準価額に当該特定期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数とします。なお、第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに当初募集時の発行価額（1万口当たり10,000円）を使用しております。

（4）【設定及び解約の実績】

特定期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間（自 平成20年7月31日 至 平成20年10月15日）	1,246,233,149	1,286,338	1,244,946,811
第2特定期間（自 平成20年10月16日 至 平成21年4月15日）	254,940,407	72,596,199	1,427,291,019
第3特定期間（自 平成21年4月16日 至 平成21年10月15日）	71,354,331	333,827,118	1,164,818,232
第4特定期間（自 平成21年10月16日 至 平成22年4月15日）	39,814,951	242,113,045	962,520,138
第5特定期間（自 平成22年4月16日 至 平成22年10月15日）	4,333,928	165,254,302	801,599,764
第6特定期間（自 平成22年10月16日 至 平成23年4月15日）	2,087,493	185,807,250	617,880,007
第7特定期間（自 平成23年4月16日 至 平成23年10月17日）	1,811,627	154,985,713	464,705,921
第8特定期間（自 平成23年10月18日 至 平成24年4月16日）	1,538,921	76,050,363	390,194,479

（注1）設定及び解約の実績は、全て本邦内における実績です。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の募集に係る設定口数を含みます。

（参考情報）交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

2012年5月31日 現在（基準日）

〈基準価額・純資産の推移〉



- ・基準価額及び基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後の値です。
- ・基準価額（分配金再投資）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして算出した値です。

〈分配の推移〉

2012年5月	25円
2012年4月	25円
2012年3月	25円
2012年2月	25円
2012年1月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	1,040円

- ・分配金は1万口当たり、税引前の値です。
- ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

〈主な資産の状況〉

組入ファンド

ファンド名	比率
高金利外債マザーファンド	69.96%
世界インフラ株式マザーファンド	27.84%

- ・比率とはファンドの純資産総額に対する当該組入ファンドの評価金額の比率をいいます。

組入上位銘柄（高金利外債マザーファンド）

銘柄名	種類	償還日	利率	通貨	比率
WEST AUST T CORP	特殊債券	2017/07/15	8.000%	オーストラリアドル	16.21%
CANADA-GOV'T	国債証券	2025/06/01	9.000%	カナダドル	13.81%
CANADA-GOV'T	国債証券	2023/06/01	8.000%	カナダドル	12.44%
WEST AUST T CORP	特殊債券	2013/06/15	8.000%	オーストラリアドル	10.99%
NORWEGIAN GOV'T	国債証券	2015/05/15	5.000%	ノルウェークローネ	10.14%
合計					63.59%

- ・上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。
- ・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

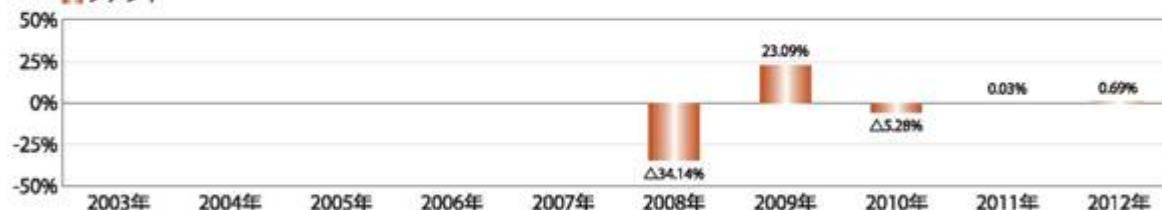
組入上位銘柄（世界インフラ株式マザーファンド）

銘柄名	国	業種	比率
TRANSURBAN GROUP	オーストラリア	運輸	4.81%
ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	4.45%
TRANSCANADA CORP	カナダ	エネルギー	4.15%
SOUTHERN COMPANY	アメリカ	公益事業	3.10%
EL PASO CORP	アメリカ	エネルギー	2.92%
合計			19.43%

- ・上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。
- ・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

〈年間収益率の推移〉

■ ファンド



- ・年間収益率は[期間中の基準価額増減＋分配金（税引前）]/前年末の基準価額で算出しています。
- ・2008年はファンドの設定日から年末までの分配金（税引前）を含む基準価額の騰落率を表示しています。
- ・2012年（直近年）は年初から基準日までの分配金（税引前）を含む基準価額の騰落率を表示しています。
- ・ファンドにはベンチマークはありません。

- ・運用実績は、ファンドの過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載の委託会社ホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込みの受付

申込期間中において、毎営業日お申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱い、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、分配金再投資に関する契約（下記（4）②をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

（2）募集取扱いの単位

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」（※）を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。

※収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

（3）販売価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金

（1）申込手数料」に記載する申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の販売価額は、原則として、後記「3 資産管理等の概要 （4）計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（4）その他

① 受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。このため販売会社は総合約款を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出していただきます。

② 「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

③ 受益権取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し販売会社の定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- （注）一部解約の実行の請求の受付けは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受付けは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- なお、一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。
- 解約価額は委託会社の営業日において日々算出され、日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。
- なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差引いた金額となります。
- 販売会社の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。
- （照会先）
- 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
- ・お問い合わせ窓口
 - 電 話：0120-668001（フリーダイヤル）
 - 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
 - ・ホームページ アドレス：<http://www.smtam.jp/>
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記（1）による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。
- (6) 上記（5）により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記（4）の規定に準じて計算された価額とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。
- (8) 解約に係る手数料については、徴収しませんが、上記（4）に記載する信託財産留保額が控除されます。

- (9) 当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記（４）に記載の照会先までお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします（販売会社の詳細につきましては、前記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。）。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

② 当ファンドの主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法

A. 親投資信託受益証券（高金利外債マザーファンド及び世界インフラ株式マザーファンド）

計算日の基準価額で評価します。

B. 国内上場株式

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

C. 公社債等

計算日（※）における次のイ. からハ. までに掲げるいずれかの価額で評価します。

イ. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

ロ. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

ハ. 価格情報会社の提供する価額

※外国の公社債については、計算日に知りうる直近の日とします。

D. 外国上場株式（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成20年7月31日）から無期限とします。ただし、委託会社は、下記（５）①の事項に該当することとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

① 当ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成20年7月31日から平成20年10月15日までとします。

② 上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

この信託契約を解約し信託を終了させる場合は下記のとおりです。

A. 委託会社の所定の手続きを経て信託を終了させる場合

イ. 受益権の口数が10億口を下回った場合

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ. 受益者に有利な場合又はやむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ハ. 所定の手続き

a. 委託会社は、上記イ. 及びロ. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記イ. 及びロ. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

B. 監督官庁の命令

イ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、下記③の規定に従います。

C. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記③の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

D. 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記③の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了さ

せます。

② 委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

A. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

B. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 信託約款の変更等

A. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること又は当ファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は③に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

B. 委託会社は、上記A. の事項（上記A. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

C. 上記B. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下C. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

D. 上記B. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

E. 書面決議の効力は、当ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

F. 上記B. からE. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

G. 上記A. からF. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

④ 反対者の買取請求権

信託契約の解約又は重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約又は重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續きに関する事項は、上記

①A. ハ、b. 又は③B. に規定する書面に付記します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 信託財産の管理

A. 信託業務の委託等

イ. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合するもの（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、下記ハ. 及び⑨において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

ロ. 受託会社は、上記イ. に定める委託先の選定に当たっては、当該委託先が上記イ. 1. から4. までに掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

ハ. 上記イ. 及びロ. にかかわらず、受託会社は、次の1. から4. までに掲げる業務を、受託会社及び委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務

3. 委託会社のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

B. 混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下B. において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

C. 信託財産の登記等及び記載等の留保等

イ. 信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

ロ. 上記イ. ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

ハ. 信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ニ. 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

⑦ 運用報告書

委託会社は、毎年4月及び10月の決算時並びに償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

⑧ 関係法人との契約の更改等に関する手続き、変更した場合の開示方法

A. 委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約の有効期間は、有効期間満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

B. 上記A. の契約を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

⑨ 信託事務処理の再委託

A. 受託会社は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託会社の利害関係人を含みます。）と信託契約を締結し、これを再委託することができます。

B. 上記A. における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

C. 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、受託会社の利害関係人である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。そ

の場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

- ① 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日までの日）から、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する支払いを開始します。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④ 上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑤ 受益者が、収益分配金については上記②に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

- ① 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日（償還日）後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までの日）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する支払いを開始します。
- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ④ 受益者が、信託終了による償還金については上記②に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（3）一部解約請求権

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し販売会社の定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払われます。
- ③ 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

（4）投資信託約款等重要事項変更時の反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他 ④ 反対者の買取請求権」をご参照ください。

（5）受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

（6）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（７）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当ファンドの受益者は、委託会社又は受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8特定期間（平成23年10月18日から平成24年4月16日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 【財務諸表】

世界インフラ株式・債券分散ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7特定期間 (平成23年10月17日現在)	第8特定期間 (平成24年4月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,809,805	9,208,696
親投資信託受益証券	309,982,475	269,749,566
未収利息	15	18
流動資産合計	317,792,295	278,958,280
資産合計	317,792,295	278,958,280
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,161,764	975,486
未払受託者報酬	17,258	15,872
未払委託者報酬	313,491	288,282
その他未払費用	1,429	1,312
流動負債合計	1,493,942	1,280,952
負債合計	1,493,942	1,280,952
純資産の部		
元本等		
元本	464,705,921	390,194,479
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△148,407,568	△112,517,151
純資産合計	316,298,353	277,677,328
負債純資産合計	317,792,295	278,958,280

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7 特定期間 自 平成23年 4 月16日 至 平成23年10月17日	第8 特定期間 自 平成23年10月18日 至 平成24年 4 月16日
営業収益		
受取利息	1,497	1,917
有価証券売買等損益	△31,676,905	20,557,091
営業収益合計	△31,675,408	20,559,008
営業費用		
受託者報酬	124,497	91,924
委託者報酬	2,261,608	1,669,910
その他費用	10,316	7,594
営業費用合計	2,396,421	1,769,428
営業利益又は営業損失（△）	△34,071,829	18,789,580
経常利益又は経常損失（△）	△34,071,829	18,789,580
当期純利益又は当期純損失（△）	△34,071,829	18,789,580
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△196,522	377,817
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△150,956,799	△148,407,568
剰余金増加額又は欠損金減少額	44,971,716	24,203,250
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	44,971,716	24,203,250
剰余金減少額又は欠損金増加額	510,507	473,723
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	510,507	473,723
分配金	8,036,671	6,250,873
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△148,407,568	△112,517,151

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他	ファンドの計算期間 第8特定期間（自 平成23年10月18日 至 平成24年4月16日） 第8特定期間は前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、平成23年10月18日から平成24年4月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第7特定期間 (平成23年10月17日現在)	第8特定期間 (平成24年4月16日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総数	464,705,921 口	390,194,479 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 148,407,568 円	元本の欠損 112,517,151 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6806 円 (6,806 円)	0.7116 円 (7,116 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

1. 分配金の計算過程

		第7特定期間 自 平成23年4月16日 至 平成23年10月17日	第8特定期間 自 平成23年10月18日 至 平成24年4月16日
		第32期 自 平成23年4月16日 至 平成23年5月16日	第38期 自 平成23年10月18日 至 平成23年11月15日
費用控除後の配当等収益額	A	1,320,418 円 (1,785,343 円)	770,988 円 (1,071,593 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－ 円	－ 円
収益調整金額	C	2,368,502 円	1,820,956 円
分配準備積立金額	D	9,829,862 円	8,122,427 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,518,782 円	10,714,371 円
当ファンドの期末残存口数	F	597,692,583 口	451,589,807 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	226.18 円	237.25 円
10,000口当たり分配金額	H	25 円	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,494,231 円	1,128,974 円

		第 33 期 自 平成23年 5月17日 至 平成23年 6月15日	第 39 期 自 平成23年11月16日 至 平成23年12月15日
費用控除後の配当等収益額	A	2,287,533 円 (2,533,944 円)	1,117,534 円 (1,411,821 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	2,307,562 円	1,743,057 円
分配準備積立金額	D	9,410,995 円	7,444,963 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,006,090 円	10,305,554 円
当ファンドの期末残存口数	F	580,912,662 口	431,115,293 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	241.10 円	239.04 円
10,000口当たり分配金額	H	25 円	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,452,281 円	1,077,788 円

		第 34 期 自 平成23年 6月16日 至 平成23年 7月15日	第 40 期 自 平成23年12月16日 至 平成24年 1月16日
費用控除後の配当等収益額	A	1,610,069 円 (2,015,734 円)	1,028,027 円 (1,187,634 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	2,165,815 円	1,720,659 円
分配準備積立金額	D	9,642,131 円	7,374,703 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,418,015 円	10,123,389 円
当ファンドの期末残存口数	F	542,807,022 口	424,392,244 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	247.19 円	238.53 円
10,000口当たり分配金額	H	25 円	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,357,017 円	1,060,980 円
		第 35 期 自 平成23年 7月16日 至 平成23年 8月15日	第 41 期 自 平成24年 1月17日 至 平成24年 2月15日
費用控除後の配当等収益額	A	1,153,427 円 (1,547,202 円)	947,130 円 (964,008 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	2,142,788 円	1,659,471 円
分配準備積立金額	D	9,772,449 円	7,071,520 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,068,664 円	9,678,121 円
当ファンドの期末残存口数	F	535,570,824 口	408,174,543 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	244.01 円	237.10 円
10,000口当たり分配金額	H	25 円	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,338,927 円	1,020,436 円

		第 36 期 自 平成23年 8月16日 至 平成23年 9月15日	第 42 期 自 平成24年 2月16日 至 平成24年 3月15日
費用控除後の配当等収益額	A	1,238,049 円 (1,606,465 円)	1,218,944 円 (1,238,812 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	1,977,269 円	1,609,897 円
分配準備積立金額	D	8,874,571 円	6,779,651 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,089,889 円	9,608,492 円
当ファンドの期末残存口数	F	492,980,748 口	394,883,783 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	245.24 円	243.32 円
10,000口当たり分配金額	H	25 円	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,232,451 円	987,209 円

		第 37 期 自 平成23年 9月16日 至 平成23年10月17日	第 43 期 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 4月16日
費用控除後の配当等収益額	A	1,079,092 円 (1,170,423 円)	1,362,031 円 (1,666,951 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	— 円
収益調整金額	C	1,868,757 円	1,597,808 円
分配準備積立金額	D	8,422,094 円	6,932,988 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,369,943 円	9,892,827 円
当ファンドの期末残存口数	F	464,705,921 口	390,194,479 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	244.66 円	253.53 円
10,000口当たり分配金額	H	25 円	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,161,764 円	975,486 円

（注）（ ）内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額で、内書であります。

	第 7 特定期間 自 平成23年 4月16日 至 平成23年10月17日	第 8 特定期間 自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日
2. 剰余金増加額・減少額又は欠損金減少額・増加額	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	第7特定期間 自 平成23年4月16日 至 平成23年10月17日	第8特定期間 自 平成23年10月18日 至 平成24年4月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク等に晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用セクションから組織的に独立した業務管理室が、法令や約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェックや、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを日次で実施しており、問題が生じた場合は、運用セクションに速やかに連絡され是正を行うとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。 また、パフォーマンス評価を月次で実施し、その分析及び評価結果は、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。	委託会社においては、運用セクションから組織的に独立したリスク管理部が、法令や約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェックや、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを日次で実施しており、問題が生じた場合は、運用セクションに速やかに連絡され是正を行うとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。 また、パフォーマンス評価を月次で実施し、その分析及び評価結果は、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第7特定期間 (平成23年10月17日現在)	第8特定期間 (平成24年4月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該特定期間における元本額の変動

	第7特定期間 自 平成23年4月16日 至 平成23年10月17日	第8特定期間 自 平成23年10月18日 至 平成24年4月16日
期首元本額	617,880,007 円	464,705,921 円
期中追加設定元本額	1,811,627 円	1,538,921 円
期中一部解約元本額	154,985,713 円	76,050,363 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第7特定期間 (平成23年10月17日現在)	第8特定期間 (平成24年4月16日現在)
	最終の計算期間（自 平成23年9月16日 至 平成23年10月17日）の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間（自 平成24年3月16日 至 平成24年4月16日）の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,486,788	△10,810,116

合計	4,486,788	△10,810,116
----	-----------	-------------

3. デリバティブ取引関係

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託	高金利外債マザーファンド	153,043,887	193,003,645	
受益証券	世界インフラ株式マザーファンド	112,795,299	76,745,921	
合計		265,839,186	269,749,566	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

<参考>

「世界インフラ株式・債券分散ファンド」は、「高金利外債マザーファンド」及び「世界インフラ株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、各マザーファンドの受益証券であります。

各マザーファンドの平成24年4月16日現在（以下、「計算日」といいます。）の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「高金利外債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	平成24年4月16日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	154,877
コール・ローン	1,807,539,481
国債証券	61,458,568,537
特殊債券	41,017,823,646
未収利息	2,848,979,922
前払費用	435,699
流動資産合計	107,133,502,162
資産合計	107,133,502,162
負債の部	
流動負債	
未払解約金	153,860,835
流動負債合計	153,860,835
負債合計	153,860,835
純資産の部	
元本等	
元本	84,830,444,195
剰余金	
剰余金	22,149,197,132
純資産合計	106,979,641,327
負債・純資産合計	107,133,502,162

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成24年4月16日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

	平成24年4月16日現在
1. 計算日における受益権総数	84,830,444,195 口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2611 円 （ 12,611 円）

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

平成24年4月16日現在
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用セクションから組織的に独立したリスク管理部が、法令や約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェックや、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを日次で実施しており、問題が生じた場合は、運用セクションに速やかに連絡され是正を行うとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。

また、パフォーマンス評価を月次で実施し、その分析及び評価結果は、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年4月16日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。

2. 時価の算定方法

(1) 国債証券及び特殊債券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

4. 金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

平成24年4月16日現在

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

平成24年4月16日現在

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の変動

平成24年4月16日現在

特定期間の期首元本額	108,698,915,575 円
特定期間中の追加設定元本額	701,815,557 円
特定期間中の一部解約元本額	24,570,286,937 円
計算日の元本額	84,830,444,195 円
計算日の元本額の内訳	
高金利ソブリンオープン	58,447,758,882 円
3資産バランスオープン	19,625,909,014 円

3 資産バランスオープンアルファ	1,831,760,608 円
高金利ソブリンファンド（SMA専用）	28,629,978 円
世界インフラ株式・債券分散ファンド	153,043,887 円
高格付高金利ソブリンファンド（適格機関投資家専用）	728,932,619 円
高金利海外債券ファンド（適格機関投資家専用）	4,014,409,207 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成24年4月16日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△475,169,738
特殊債券	△524,343,352
合計	△999,513,090

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、「高金利外債マザーファンド」の期首から計算日まで
の期間（平成23年11月18日から平成24年4月16日まで）に対応するものです。

3. デリバティブ取引関係

平成24年4月16日現在
計算日においてデリバティブ取引の残高がないため、該当事項はありません。

[次へ](#)

(3) 附属明細表（平成24年4月16日現在）

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄			券面総額	評価額	備考
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	5.250%	2013/06/01	50,000,000	52,308,500.00	
		CANADA-GOV'T	8.000%	2023/06/01	120,000,000	189,103,200.00	
		CANADA-GOV'T	9.000%	2025/06/01	98,000,000	172,822,020.00	
		CANADA-GOV'T	8.000%	2027/06/01	22,000,000	37,792,040.00	
	カナダドル 小計				290,000,000	452,025,760.00 (36,614,086,560)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T	6.500%	2013/05/15	743,000,000	782,304,700.00	
		NORWEGIAN GOV'T	5.000%	2015/05/15	693,000,000	764,898,750.00	
		NORWEGIAN GOV'T	4.500%	2019/05/22	201,000,000	233,763,000.00	
	ノルウェークローネ 小計				1,637,000,000	1,780,966,450.00 (24,844,481,977)	
国債証券 合計						61,458,568,537 (61,458,568,537)	
オーストラリアドル	特殊債券	WEST AUST T CORP	8.000%	2013/06/15	152,000,000	158,996,560.00	
		WEST AUST T CORP	7.000%	2015/04/15	56,000,000	60,628,960.00	
		WEST AUST T CORP	8.000%	2017/07/15	172,000,000	201,627,000.00	
		WEST AUST T CORP	7.000%	2019/10/15	60,000,000	69,450,000.00	
	オーストラリアドル 小計				440,000,000	490,702,520.00 (41,017,823,646)	
特殊債券 合計						41,017,823,646 (41,017,823,646)	
合計						102,476,392,183 (102,476,392,183)	

(注) 有価証券明細表注記

- 通貨ごとの小計の欄における（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率（注）	有価証券の合計金額 に対する比率
カナダドル	4	100.0%	35.7%
ノルウェークローネ	3	100.0%	24.2%
オーストラリアドル	4	100.0%	40.0%
合計	11	100.0%	100.0%

(注) 組入債券時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する債券の比率であります。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「世界インフラ株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	平成24年4月16日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	2,405,248
コール・ローン	1,523,546
株式	69,774,482
投資信託受益証券	2,955,490
未収配当金	90,636
未収利息	3
流動資産合計	76,749,405
資産合計	76,749,405
負債の部	
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	112,795,299
剰余金	
欠損金	36,045,894
純資産合計	76,749,405
負債・純資産合計	76,749,405

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成24年4月16日現在
1. 有価証券の 評価基準及び 評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、国内株式については、金融商品取引所等における計算日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 外国株式については、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が公表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 国内株式については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。また外国株式、投資信託受益証券及び投資証券については、原則として、株式、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 （２）為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

	平成24年4月16日現在
1. 計算日における受益権総数	112,795,299 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 36,045,894 円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6804 円 （ 6,804 円）

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

平成24年4月16日現在
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等に晒されております。

また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用セクションから組織的に独立したリスク管理部が、法令や約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェックや、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを日次で実施しており、問題が生じた場合は、運用セクションに速やかに連絡され是正を行うとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。

また、パフォーマンス評価を月次で実施し、その分析及び評価結果は、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年4月16日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 株式及び投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

4. 金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

平成24年4月16日現在

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

平成24年4月16日現在

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の変動

平成24年4月16日現在	
特定期間の期首元本額	157,611,231 円
特定期間中の追加設定元本額	－ 円
特定期間中の一部解約元本額	44,815,932 円
計算日の元本額	112,795,299 円
計算日の元本額の内訳	
世界インフラ株式・債券分散ファンド	112,795,299 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成24年4月16日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△3,073,545
投資信託受益証券	504,640
合計	△2,568,905

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、「世界インフラ株式マザーファンド」の期首から計算日までの期間（平成23年4月16日から平成24年4月16日まで）に対応するものです。

3. デリバティブ取引関係

平成24年4月16日現在
計算日においてデリバティブ取引の残高がないため、該当事項はありません。

[次へ](#)

(3) 附属明細表（平成24年4月16日現在）

① 有価証券明細表

A. 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
日本円	関西電力	500	1,299.00	649,500.00	
	三菱倉庫	1,000	883.00	883,000.00	
	住友倉庫	1,000	380.00	380,000.00	
	上組	1,000	645.00	645,000.00	
	日本空港ビルデング	300	1,070.00	321,000.00	
日本円 小計		3,800	—	2,878,500.00	
米ドル	CHENIERE ENERGY INC	200	16.86	3,372.00	
	EL PASO CORP	900	29.78	26,802.00	
	KINDER MORGAN INC	100	38.41	3,841.00	
	NORDIC AMERICAN TANKERS LTD	120	14.23	1,707.60	
	OVERSEAS SHIPHOLDING GROUP	67	10.01	670.67	
	SHIP FINANCE INTL LTD	112	13.61	1,524.32	
	SPECTRA ENERGY CORP	800	30.33	24,264.00	
	TEEKAY CORP	100	35.24	3,524.00	
	ULTRAPAR PARTICPAC-SPON ADR	500	21.96	10,980.00	
	WILLIAMS COS INC	700	32.10	22,470.00	
	WESCO AIRCRAFT HOLDINGS INC	118	15.49	1,827.82	
	AMERICAN ELECTRIC POWER COMPANY	300	37.31	11,193.00	
	CEMIG SA -SPONS ADR	300	24.87	7,461.00	
	CENTRAIS ELEC BRAS-SP ADR CM	290	8.64	2,505.60	
	CIA PARANAENSE ENER-SP ADR P	100	23.95	2,395.00	
	CPFL ENERGIA SA-ADR	100	28.33	2,833.00	
	DOMINION RESOURCES INC	400	50.28	20,112.00	
	DUKE ENERGY CORP	900	20.41	18,369.00	
	ENDESA-ADR(CHL)	109	54.04	5,890.36	
	ENERSIS S.A. -SPONS ADR	243	19.56	4,753.08	
	ENTERGY CORP	100	65.50	6,550.00	
	EXELON CORP	600	37.49	22,494.00	
	FEDERAL HYDROGENERATING-ADR	938	3.56	3,339.28	
	FIRSTENERGY CORP	300	44.94	13,482.00	
	HUANENG POWER INTL-SPONS ADR	100	22.44	2,244.00	
	NEXTERA ENERGY INC	300	62.08	18,624.00	
	P G & E CORP	300	42.26	12,678.00	

	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	300	29.69	8,907.00	
	SOUTHERN COMPANY	600	44.74	26,844.00	
米ドル 小計		9,997	—	291,657.73 (23,618,442)	
カナダドル	ALTAGAS INCOME LTD	100	30.35	3,035.00	
	ENBRIDGE INC	1,000	38.64	38,640.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	200	29.48	5,896.00	
	TRANSCANADA CORP	900	42.49	38,241.00	
	VERESEN INC	200	14.84	2,968.00	
	WESTSHORE TERMINALS INVESTMENT	200	24.71	4,942.00	
カナダドル 小計		2,600	—	93,722.00 (7,591,482)	
ユーロ	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	1,929	11.80	22,771.84	
	ADP	222	63.45	14,085.90	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	ANSALDO STS SPA	450	7.30	3,285.00	
	ATLANTIA SPA	1,745	11.25	19,631.25	
	BRISA	1,164	2.60	3,026.40	
	FRAPORT AG	244	48.34	11,794.96	
	GROUPE EUROTUNNEL SA - REGR	2,493	6.05	15,092.62	
	HAMBURGER HAFEN UND LOGISTIK	147	25.34	3,724.98	
	SIAS SPA	377	5.35	2,016.95	
	VOPAK (KON)	361	46.85	16,912.85	
	E.ON AG	1,368	16.64	22,770.36	
	ELECTRICITE DE FRANCE	196	16.04	3,144.82	
	ENEL SPA	4,424	2.42	10,741.47	
	GDF SUEZ	975	17.96	17,511.00	
	IBERDROLA SA	2,859	3.79	10,835.61	
	RWE AG	308	34.08	10,498.18	
ユーロ 小計		19,262	—	187,844.19 (19,802,534)	
英ポンド	BBA AVIATION PLC	2,849	2.13	6,085.46	
	CENTRICA PLC	3,438	3.13	10,785.00	
	NATIONAL GRID PLC	2,389	6.42	15,349.32	
	SSE PLC	625	13.40	8,375.00	

英ポンド 小計		9,301	—	40,594.78 (5,203,438)	
スイスフラン	FLUGHAFEN ZUERICH AG-REG	22	334.25	7,353.50	
スイスフラン 小計		22	—	7,353.50 (644,681)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN INFRASTRUCTURE FUND	3,482	2.19	7,625.58	
	MACQUARIE ATLAS ROADS GROUP	2,275	1.69	3,844.75	
	TRANSURBAN GROUP	7,799	5.63	43,908.37	
オーストラリアドル 小計		13,556	—	55,378.70 (4,629,105)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	5,538	2.50	13,845.00	
ニュージーランドドル 小計		5,538	—	13,845.00 (919,169)	
香港ドル	CHINA MERCHANTS HLDGS INTL	6,000	25.05	150,300.00	
	COSCO PACIFIC LIMITED	8,000	11.04	88,320.00	
	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	6,000	7.59	45,540.00	
	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	8,000	5.68	45,440.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	2,000	13.72	27,440.00	
香港ドル 小計		30,000	—	357,040.00 (3,727,497)	
シンガポールドル	SATS LTD	3,000	2.60	7,800.00	
	SIA ENGINEERING CO LTD	1,000	3.93	3,930.00	
シンガポールドル 小計		4,000	—	11,730.00 (759,634)	
合計		98,076	—	69,774,482 (66,895,982)	

B. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	HUTCHISON PORT HOLDINGS TR-U	34,000	24,990.00	
	米ドル 小計		34,000	24,990.00 (2,023,690)	
	オーストラリアドル	SYDNEY AIRPORT	3,967	11,147.27	
	オーストラリアドル 小計		3,967	11,147.27 (931,800)	

投資信託受益証券 合計	37,967	2,955,490 (2,955,490)	
合計	—	2,955,490 (2,955,490)	

(注) 有価証券明細表注記

1. 通貨ごとの小計の欄における（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (注1)	組入投資信託 受益証券 時価比率 (注2)	有価証券の 合計金額に 対する比率
米ドル	30	92.1%	7.9%	35.3%
カナダドル	6	100.0%	—	10.4%
ユーロ	16	100.0%	—	27.2%
英ポンド	4	100.0%	—	7.2%
スイスフラン	1	100.0%	—	0.9%
オーストラリアドル	4	83.2%	16.8%	7.6%
ニュージーランドドル	1	100.0%	—	1.3%
香港ドル	5	100.0%	—	5.1%
シンガポールドル	2	100.0%	—	1.0%
合計	69	95.8%	4.2%	96.0%

(注1) 組入株式時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する株式の比率であります。

(注2) 組入投資信託受益証券時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する投資信託受益証券の比率であります。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成24年５月31日

I 資産総額	251,345,552 円
II 負債総額	136,132 円
III 純資産総額（I－II）	251,209,420 円
IV 発行済口数	375,762,895 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6685 円
1万口当たり純資産額	6,685 円

<参考>

マザーファンドの現況（平成24年５月31日）

純資産額計算書

（高金利外債マザーファンド）

I 資産総額	98,109,244,254 円
II 負債総額	120,304,141 円
III 純資産総額（I－II）	97,988,940,113 円
IV 発行済口数	81,692,679,953 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1995 円
1万口当たり純資産額	11,995 円

（世界インフラ株式マザーファンド）

I 資産総額	69,936,232 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	69,936,232 円
IV 発行済口数	111,220,495 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6288 円
1万口当たり純資産額	6,288 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）投資信託受益証券の名義書換等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限

該当事項はありません。

（４）振替受益権に関する記載

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

① 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

② 受益権の譲渡

A. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

B. 上記A. の申請のある場合には、上記A. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記A. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

C. 上記A. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

⑥ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成24年5月31日現在の資本金の額：3億円

会社の発行可能株式総数：12,000株

発行済株式総数：3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：なし

（2）委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

会社取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づいて、運用各部において資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を策定し、運用各部の長が承認します。

[DO（実行）]

運用各部の運用担当者は、運用ガイドラインや運用計画に沿って、ポートフォリオ構築及びファンダ管理、運用の指図を行います。売買の執行は、運用各部から独立したトレーディング部署が行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用各部の長は、運用が運用計画に沿って行われているかの確認を行います。

毎月開催される運用委員会では、パフォーマンスや運用プロセスのモニタリングを通じて、ファンドの品質管理を行います。

また、運用に関するリスク管理と法令遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理関連部門及びコンプライアンス関連部門が担当し、これを運用部門及び取締役等にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持するよう努めます。

さらに、内部監査部門は、委託会社の業務全般について内部管理体制の妥当性を検証、評価します。その評価結果を取締役等へ報告するとともに、指摘事項の是正状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成24年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	298	3,523,062
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	604
単位型公社債投資信託	0	0
合計	303	3,523,665

3【委託会社等の経理状況】

（イ） 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（旧社名 住信アセットマネジメント株式会社、以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（ロ） 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	6,223,302		4,826,115
前払費用		34,720		30,184
未収委託者報酬		953,916		944,716
未収運用受託報酬		42,516		26,998
未収入金		—		75,514
一年以内返還予定保証金		—		187,128
繰延税金資産		50,152		69,857
その他		34		31,325
流動資産合計		7,304,641		6,191,840
固定資産				
有形固定資産				
建物		38,802		3,525
器具備品		27,919		14,970
建設仮勘定		—		62,454
有形固定資産合計	※1	66,721	※1	80,949
無形固定資産				
ソフトウェア		91,774		60,130
ソフトウェア仮勘定		—		12,151
その他無形固定資産		1,415		928
無形固定資産合計		93,189		73,209
投資その他の資産				
投資有価証券		239,090		43,194
敷金・保証金		228,451		—
長期前払費用		409		357
繰延税金資産		80,017		—
その他の投資		195		165
投資その他の資産合計		548,164		43,717
固定資産合計		708,076		197,876
資産合計		8,012,717		6,389,717

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,485	22,794
未払金	495,343	644,600
未払収益分配金	130	30
未払手数料 ※2	452,781	438,778
その他未払金	42,432	205,791
未払費用 ※2	135,706	112,121
未払法人税等	220,711	20,166
未払消費税等	25,316	5,683
賞与引当金	79,835	71,044
移転関連費用引当金	—	41,450
流動負債合計	975,399	917,862
固定負債		
退職給付引当金	171,115	199,976
繰延税金負債	—	308,964
固定負債合計	171,115	508,940
負債合計	1,146,514	1,426,803
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金	53,500	56,500
その他利益剰余金		
別途積立金	5,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	1,421,205	2,516,273
利益剰余金合計	6,574,705	4,672,773
株主資本合計	6,874,705	4,972,773
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 8,501	△ 9,859
評価・換算差額等合計	△ 8,501	△ 9,859
純資産合計	6,866,203	4,962,913
負債・純資産合計	8,012,717	6,389,717

(2) 【損益計算書】

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,619,288	7,821,113
運用受託報酬	126,038	98,179
営業収益合計	8,745,326	7,919,292
営業費用		
支払手数料	※1 4,301,606	3,715,816
広告宣伝費	67,247	61,165
公告費	2,744	2,451
調査費	898,998	1,023,870
調査費	87,937	86,225
委託調査費	809,173	936,024
図書費	1,887	1,620
営業雑経費	640,623	610,455
通信費	11,303	10,764
印刷費	152,354	121,287
協会費	10,102	10,136
諸会費	594	803
情報機器関連費	433,365	436,328
その他営業雑経費	32,903	31,135
営業費用合計	5,911,221	5,413,759
一般管理費		
給料	1,315,974	1,276,685
役員報酬	38,295	35,160
給料・手当	1,062,048	1,048,061
賞与	215,631	193,464
退職給付費用	63,772	66,790
福利費	156,648	152,149
交際費	1,350	1,012
旅費交通費	31,880	25,687
租税公課	17,981	16,148
不動産賃借料	238,033	238,033
寄付金	7,972	2,832
減価償却費	57,385	55,540
敷金償却	2,804	2,804
諸経費	91,394	81,858

一般管理費合計	1,985,197	1,919,541
営業利益	848,907	585,991

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1,280	2,795
受取利息	※1 14,783	13,889
投資有価証券売却益	756	149
その他	1,877	2,125
営業外収益合計	18,697	18,961
営業外費用		
支払手数料	—	800
投資有価証券売却損	480	12
その他	242	74
営業外費用合計	722	887
経常利益	866,883	604,065
特別利益		
投資有価証券売却益	—	1,277,804
特別利益合計	—	1,277,804
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	6,776	—
統合関連損失	—	123,726
特別損失合計	6,776	123,726
税引前当期純利益	860,106	1,758,142
法人税、住民税及び事業税	377,534	241,760
法人税等調整額	△ 29,183	368,903
法人税等合計	348,350	610,664
当期純利益	511,755	1,147,477

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		

資本金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の消却	—	△ 3,019,410
その他利益剰余金より振替	—	3,019,410
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	50,500	53,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000
当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	53,500	56,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,100,000	5,100,000
当期変動額		
繰越利益剰余金へ振替	—	△ 3,000,000
当期変動額合計	—	△ 3,000,000
当期末残高	5,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	942,449	1,421,205
当期変動額		
剰余金の配当	△ 33,000	△ 33,000
当期純利益	511,755	1,147,477
別途積立金より振替	—	3,000,000
その他資本剰余金へ振替	—	△ 3,019,410
当期変動額合計	478,755	1,095,067
当期末残高	1,421,205	2,516,273
利益剰余金合計		
当期首残高	6,092,949	6,574,705
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	511,755	1,147,477
その他資本剰余金へ振替	—	△ 3,019,410

当期変動額合計	481,755	△ 1,901,932
当期末残高	6,574,705	4,672,773

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
自己株式		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△ 3,019,410
自己株式の消却	—	3,019,410
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
株主資本合計		
当期首残高	6,392,949	6,874,705
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	511,755	1,147,477
その他資本剰余金へ振替	—	△ 3,019,410
当期変動額合計	481,755	△ 1,901,932
当期末残高	6,874,705	4,972,773
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 6,299	△ 8,501
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,202	△ 1,357
当期変動額合計	△ 2,202	△ 1,357
当期末残高	△ 8,501	△ 9,859
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 6,299	△ 8,501
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,202	△ 1,357
当期変動額合計	△ 2,202	△ 1,357
当期末残高	△ 8,501	△ 9,859
純資産合計		
当期首残高	6,386,650	6,866,203
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	511,755	1,147,477
その他資本剰余金へ振替	—	△ 3,019,410

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,202	△ 1,357
当期変動額合計	479,553	△ 1,903,289
当期末残高	6,866,203	4,962,913

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(3)移転関連費用引当金

本店事務所の移転に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計上の見積りの変更

1. 耐用年数の変更

当社が保有する建物附属設備は、従来、耐用年数を8～18年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において、平成24年5月に本店事務所を移転することを決定したため、当該建物附属設備の耐用年数を使用見込期間までに見直し、将来にわたって変更しております。また、当社が保有するソフトウェアの一部は、従来、利用可能期間を5年として償却を行っていましたが、平成24年4月1日の中央三井アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、翌事業年度以降の利用見込がなくなったことから、利用可能期間を当事業年度末までとしております。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の特別損失が33,532千円増加し、税引前当期純利益が同額減少しております。

2. 資産除去債務の見積りの変更

当社は賃借した本店事務所の原状回復義務に係る資産除去債務について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、10年（定期貸室賃貸借契約期間）で償却を行っていましたが、当事業年度において、平成24

年5月に本店事務所を移転することを決定しました。これに伴い、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額を新たに見積り、また、当該敷金の償却期間を使用見込期間までに見直し、将来にわたって変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の特別損失が38,519千円増加し、税引前当期純利益が同額減少しております。

追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
建 物	49,316	千円	84,592	千円
器具備品	113,320	〃	127,549	〃
計	162,636	〃	212,142	〃

※2関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
預金	3,477,508	千円	—	
未払手数料	333,570	〃	—	
未払費用	123,687	〃	—	

（損益計算書関係）

※1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
支払手数料	3,761,890	千円	—	
受取利息	6,579	〃	—	

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
-------	---------	---------	---------	--------

普通株式（株）	6,000	—	—	6,000
---------	-------	---	---	-------

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	—	3,000	3,000

(注) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	—	3,000	3,000	—

(注) (1) 普通株式の増加は、平成24年2月21日付株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(2) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

(1) 配当金の総額 30,000千円

(2)配当金の原資 利益剰余金

(3) 1株当たり配当額 10,000円

(4)基準日 平成24年3月31日

(5)効力発生日 平成24年6月29日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
--	-------------	-------	----

(1)現金及び預金	6,223,302	6,223,302	—
(2)未収委託者報酬	953,916	953,916	—
(3)投資有価証券 其他有価証券	39,590	39,590	—
(4)未払金	(495,343)	(495,343)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	4,826,115	4,826,115	—
(2)未収委託者報酬	944,716	944,716	—
(3)投資有価証券 其他有価証券	43,194	43,194	—
(4)未払金	(644,600)	(644,600)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）前事業年度（平成23年3月31日）において保有する非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がな

く、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、

「（3）投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,223,302	—	—	—
未収委託者報酬	953,916	—	—	—

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,826,115	—	—	—

未収委託者報酬	944,716	—	—	—
---------	---------	---	---	---

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	3,000	3,075	75
小計	3,000	3,075	75
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	50,925	36,515	△ 14,409
小計	50,925	36,515	△ 14,409
計	53,925	39,590	△ 14,334

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	7,002	7,440	437
小計	7,002	7,440	437
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	51,511	35,754	△ 15,756
小計	51,511	35,754	△ 15,756
計	58,513	43,194	△ 15,318

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
7,639	756	480

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,483,441	1,277,954	12

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務及びその他に関する事項（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務	171,115	199,976
(2) 退職給付引当金	171,115	199,976

（注）1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

（注）2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付費用	63,772	66,790

（注）1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

（注）2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で13,307千円、当事業年度で12,680千円であります。

4. 退職給付債務等の計算基礎

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	17,667	千円	4,898	千円
賞与引当金損金算入限度超過額	32,484	〃	27,004	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	69,626	〃	71,271	〃
有価証券評価差額	5,832	〃	5,459	〃
移転関連費用引当金損金算入限度超過額	—		15,755	〃
減価償却超過額	—		12,745	〃
敷金償却超過額	—		19,348	〃
その他	4,558	〃	3,334	〃

繰延税金資産 合計	130,169	〃	159,817	〃
繰延税金負債				
投資有価証券売却益益金不算入額	—		△398,925	〃
繰延税金負債 合計	—		△398,925	〃
繰延税金資産(負債)の純額	130,169	〃	△239,107	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)	
法定実効税率	—	40.69	%
(調整)			
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△4.14	〃
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	—	△2.30	〃
その他	—	0.49	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	34.73	〃

前事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23 年法律第114 号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23 年法律第117 号）が平成23 年12 月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から、法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24 年4月1日に開始する事業年度から平成26 年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27 年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は4,925千円減少（繰延税金負債は44,685千円減少）し、その他有価証券評価差額金が773千円、法人税等調整額が40,534千円、それぞれ減少しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	3,761,890	未払手数料	333,570
							投資助言費用 の支払	692,451	未払費用	123,687

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス(株)	東京都千代田区	261,608	持株会社	100%	役員の兼任	投資有価証券の譲渡	67,316	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

①投資有価証券の譲渡

投資有価証券の譲渡価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	2,721,441	未払手数料	286,815
							投資助言費用 の支払	820,269	未払費用	104,322
兄弟会社	すみしん不動産(株)	東京都中央区	300	不動産 仲介業務	—	—	投資有価証券 の譲渡	185,484	—	—
							自己株式の 取得	1,509,705	—	—
兄弟会社	住信カード(株)	東京都中央区	50	クレジット カード業務	—	—	投資有価証券 の譲渡	494,720	—	—
							自己株式の 取得	1,207,764	—	—
兄弟会社	住信情報サービス(株)	大阪府豊中市	100	コンピュー タ関連業務	—	—	投資有価証券 の譲渡	729,782	—	—
							自己株式の 取得	301,941	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

③ 投資有価証券の譲渡及び自己株式の取得

投資有価証券及び自己株式の譲渡価格及び取得価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（平成23年3月31日）

住友信託銀行株式会社（非上場）

当事業年度（平成24年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,144,367円30銭	1,654,304円66銭
1株当たり当期純利益	85,292円63銭	197,729円22銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益	511,755千円	1,147,477千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	511,755千円	1,147,477千円
期中平均株式数	6,000株	5,803株

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会における決議に基づき、中央三井アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 住信アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 中央三井アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

(2)企業結合日

平成24年4月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、中央三井アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

(4)結合後企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、平成23 年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23 年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足するものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

[次へ](#)

<参考>中央三井アセットマネジメント株式会社の経理状況

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 充 男 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と住信アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併し、会社名を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

(1) 貸借対照表

科目	第25期 平成23年3月31日		第26期 平成24年3月31日	
	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金・預金		2,336,337		2,641,578
2. 前払費用		56,149		40,865
3. 未収委託者報酬		967,198		970,835
4. 未収収益		53		58
5. 繰延税金資産		43,658		61,881
6. その他		6,108		4,232
流動資産 計		3,409,505		3,719,451
II 固定資産				
1. 有形固定資産※1				
(1) 建物		7,448		2,300
(2) 器具備品		23,068		17,749
(3) 建設仮勘定		—		62,454
有形固定資産 計		30,517		82,504
2. 無形固定資産				
(1) ソフトウェア		78,445		47,468
(2) ソフトウェア仮勘定		—		11,446
(3) 電話加入権		1,847		1,847
(4) 電話施設利用権		37		17
無形固定資産 計		80,330		60,779
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券		69,135		62,728
(2) 長期貸付金		37,588		34,838
(3) 長期差入保証金		90,141		—
(4) 長期前払費用		2,216		2,023
(5) 会員権		25,000		25,000
(6) 貸倒引当金		△37,588		△34,838
投資その他の資産 計		186,494		89,751
固定資産 計		297,342		233,034
資 産 合 計		3,706,847		3,952,486

科目	第25期 平成23年 3 月31日		第26期 平成24年 3 月31日	
	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 預り金		3,682		15,109
2. 未払金				
(1) 未払手数料	298,465		342,664	
(2) その他未払金	109,112	407,578	150,014	492,679
3. 未払費用		365,151		332,531
4. 未払法人税等		82,266		91,057
5. 賞与引当金		50,180		49,936
6. 役員賞与引当金		—		7,068
7. 資産除去債務		16,345		20,000
8. 移転関連費用引当金		—		29,277
流動負債 計		925,203		1,037,661
II 固定負債				
1. 退職給付引当金		18,693		20,003
2. 繰延税金負債		1,600		901
3. その他		20,700		—
固定負債 計		40,993		20,904
負債合計		966,197		1,058,565
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金		300,000		300,000
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		50,000		50,000
資本剰余金 計		50,000		50,000
3. 利益剰余金				
(1) 利益準備金		25,401		25,401
(2) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		2,364,106		2,516,892
利益剰余金 計		2,389,507		2,542,294
株主資本計		2,739,507		2,892,294
II 評価・換算差額等				
1. その他有価証券評価差額金		1,142		1,627
評価・換算差額等計		1,142		1,627
純資産合計		2,740,649		2,893,921
負債・純資産合計		3,706,847		3,952,486

(2) 損益計算書

科目	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)		第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	
	金額（千円）		金額（千円）	
I 営業収益				
1. 委託者報酬		9,561,211		10,971,754
営業収益 計		9,561,211		10,971,754
II 営業費用				
1. 支払手数料		3,634,705		4,769,780
2. 広告宣伝費		83,750		98,743
3. 調査費				
(1) 調査費	232,183		229,530	
(2) 委託調査費	3,098,589	3,330,773	3,343,750	3,573,280
4. 営業雑経費				
(1) 通信費	14,141		12,330	
(2) 印刷費	206,247		187,155	
(3) 協会費	12,069		12,334	
(4) 諸会費	507	232,966	620	212,440
営業費用 計		7,282,194		8,654,245
III 一般管理費				
1. 給料				
(1) 役員報酬	62,111		118,031	
(2) 給料・手当	633,310		639,241	
(3) 賞与	158,866	854,287	161,905	919,177
2. 福利厚生費		232,228		249,419
3. 交際費		770		990
4. 旅費交通費		21,590		21,102
5. 租税公課		11,095		10,660
6. 不動産賃借料		116,174		117,946
7. 退職給付費用		7,250		7,090
8. 役員退職慰労引当金繰入		8,250		—
9. 賞与引当金繰入		50,180		49,936
10. 役員賞与引当金繰入		—		7,068
11. 減価償却費		53,926		53,782
12. 諸経費		540,822		555,222
一般管理費 計		1,896,577		1,992,396
営業利益		382,439		325,113

科目	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)		第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	
	金額（千円）		金額（千円）	
IV 営業外収益				
1. 受取配当金		63,400		—
2. 受取利息		787		712
3. 貸倒引当金戻入		—		2,750
4. 雑収入		4,513		37
営業外収益 計		68,700		3,499
V 営業外費用				
1. 雑損失		573		1,714
営業外費用 計		573		1,714
経常利益		450,566		326,897
VI 特別利益				
1. 投資有価証券売却益		67,194		153
2. 投資有価証券償還益		584		—
3. 貸倒引当金戻入		2,400		—
特別利益 計		70,179		153
VII 特別損失				
1. 投資有価証券売却損		344		2
2. 固定資産除却損		980		—
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額		12,305		—
4. 減損損失※2		17,622		—
5. 統合関連費用※1		51,394		53,349
特別損失 計		82,648		53,352
税引前当期純利益		438,098		273,699
法人税、住民税及び事業税	173,405		139,942	
法人税等調整額	△12,604	160,801	△19,029	120,912
当期純利益		277,297		152,786

(3) 株主資本等変動計算書

		第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
株主資本		(単位：千円)	(単位：千円)
資本金	当期首残高	300,000	300,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高	50,000	50,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金合計	当期首残高	50,000	50,000
	当期変動額	—	—
	当期末残高	50,000	50,000
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高	25,401	25,401
	当期変動額	—	—
	当期末残高	25,401	25,401
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高	2,086,808	2,364,106
	当期変動額 当期純利益	277,297	152,786
	当期末残高	2,364,106	2,516,892
利益剰余金合計	当期首残高	2,112,210	2,389,507
	当期変動額	277,297	152,786
	当期末残高	2,389,507	2,542,294
株主資本合計	当期首残高	2,462,210	2,739,507
	当期変動額	277,297	152,786
	当期末残高	2,739,507	2,892,294
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高	△103	1,142
	当期変動額 (純額)	1,245	484
	当期末残高	1,142	1,627
評価・換算差額等合計	当期首残高	△103	1,142
	当期変動額	1,245	484
	当期末残高	1,142	1,627
純資産合計	当期首残高	2,462,107	2,740,649
	当期変動額	278,542	153,271
	当期末残高	2,740,649	2,893,921

重要な会計方針

項目	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 (1) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 (2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として10年～15年、器具備品については主として5年～20年であります。
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）を耐用年数としております。
3. 引当金の計上基準	
(1) 貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金	従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。
(3) 役員賞与引当金	役員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。
(4) 退職給付引当金	従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。
(5) 移転関連費用引当金	移転関連費用引当金は、当社グループの東京地区拠点ビルの統廃合に伴うオフィス移転で発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。
4. その他財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

追加情報

第26期
(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 役員賞与引当金

役員賞与制度新設に伴い、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用し、当事業年度より役員賞与引当金を計上しております。

注記事項

1. 貸借対照表関係

項目	期別	第25期 (平成23年3月31日)	第26期 (平成24年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価 償却累計額	建物 器具備品	33,765千円 142,605千円	建物 器具備品 41,266千円 149,241千円

2. 損益計算書関係

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)								
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれて おります。 統合関連費用 51,394千円	※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれて おります。 統合関連費用 12,011千円								
※2 当事業年度において、以下の資産グループについて 減損損失を計上しました。									
<table><tr><th>用途</th><th>場所</th><th>種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>処分予定 資産</td><td>本社事務所 (東京都港区)</td><td>建物 器具備品</td><td>17,622千円</td></tr></table> (経緯) 上記の資産グループについては、当社グループの 経営統合に伴い、将来の使用見込みがなく除却さ れる可能性が高い資産について、除去予定時の帳 簿価額を減損損失として特別損失に計上しまし た。 (減損損失の金額) 建物 15,615千円 器具備品 2,007千円 合計 17,622千円	用途	場所	種類	金額	処分予定 資産	本社事務所 (東京都港区)	建物 器具備品	17,622千円	
用途	場所	種類	金額						
処分予定 資産	本社事務所 (東京都港区)	建物 器具備品	17,622千円						
(グルーピングの方法) 当社は、基本的に全ての資産が一体となって キャッシュ・フローを生成しておりますが、将来 使用見込みがなく処分される可能性が高いもの については、処分予定資産としてグルーピングして おります。									

3. 株主資本等変動計算書関係

期別 項目	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)				
1. 発行済株式に関する事項	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	普通株式（株）	5,050	—	—	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 該当事項はありません。 (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。				

期別 項目	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)				
1. 発行済株式に関する事項	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	普通株式（株）	5,050	—	—	5,050
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	配当金支払額 該当事項はありません。				

4. リース取引関係

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当社はリース取引を全く行っていないため、該当事項はありません。	当社はリース取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

5. 金融商品関係

第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、投資信託委託業務を中心とする投資運用業を行っており、事業を行うために主に現金・預金や未収委託者報酬などの資産を有し、未払金などの負債を負っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は自己資本で賄っております。

投資運用業に伴う未収委託者報酬・未払金は運用資産額変動の影響を受けますが、定期的なモニタリング及び資金繰計画の作成により管理しております。

投資有価証券については、定期的な時価の把握及び社内の報告体制を敷いております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	2,336,337	2,336,337	—
(2) 未収委託者報酬	967,198	967,198	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	59,135	59,135	—
(4) 未払金	(407,578)	(407,578)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び (4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

第26期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、投資信託委託業務を中心とする投資運用業を行っており、事業を行うために主に現金・預金や未収委託者報酬などの資産を有し、未払金などの負債を負っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は自己資本で賄っております。

投資運用業に伴う未収委託者報酬・未払金は運用資産額変動の影響を受けますが、定期的なモニタリング及び資金繰計画の作成により管理しております。

投資有価証券については、定期的な時価の把握及び社内の報告体制を敷いております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
	千円	千円	千円
(1) 現金・預金	2,641,578	2,641,578	—
(2) 未収委託者報酬	970,835	970,835	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	52,728	52,728	—
(4) 未払金	(492,679)	(492,679)	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び (4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価額等によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

6. 有価証券関係

第25期 (平成23年 3 月31日)	第26期 (平成24年 3 月31日)																																																																				
1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 58,149</td><td>千円 56,200</td><td>千円 1,949</td></tr><tr><td>計</td><td>58,149</td><td>56,200</td><td>1,949</td></tr></table> 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 986</td><td>千円 1,000</td><td>千円 △13</td></tr><tr><td>計</td><td>986</td><td>1,000</td><td>△13</td></tr></table> 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 <table><tr><th>区分</th><th>売却額</th><th>売却益の 合計額</th><th>売却損の 合計額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 128,650</td><td>千円 67,194</td><td>千円 344</td></tr><tr><td>計</td><td>128,650</td><td>67,194</td><td>344</td></tr></table> 3. 時価評価されていない有価証券 <table><tr><th>内容</th><th>貸借対照表計上額（千円）</th></tr><tr><td>その他有価証券 非上場株式</td><td>10,000</td></tr></table> 4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	その他	千円 58,149	千円 56,200	千円 1,949	計	58,149	56,200	1,949	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	その他	千円 986	千円 1,000	千円 △13	計	986	1,000	△13	区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	その他	千円 128,650	千円 67,194	千円 344	計	128,650	67,194	344	内容	貸借対照表計上額（千円）	その他有価証券 非上場株式	10,000	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの <table><tr><th>区分</th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 52,728</td><td>千円 50,200</td><td>千円 2,528</td></tr><tr><td>計</td><td>52,728</td><td>50,200</td><td>2,528</td></tr></table> 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 <table><tr><th>区分</th><th>売却額</th><th>売却益の 合計額</th><th>売却損の 合計額</th></tr><tr><td>その他</td><td>千円 7,151</td><td>千円 153</td><td>千円 2</td></tr><tr><td>計</td><td>7,151</td><td>153</td><td>2</td></tr></table> 3. 時価評価されていない有価証券 <table><tr><th>内容</th><th>貸借対照表計上額（千円）</th></tr><tr><td>その他有価証券 非上場株式</td><td>10,000</td></tr></table> 4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	その他	千円 52,728	千円 50,200	千円 2,528	計	52,728	50,200	2,528	区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	その他	千円 7,151	千円 153	千円 2	計	7,151	153	2	内容	貸借対照表計上額（千円）	その他有価証券 非上場株式	10,000
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額																																																																		
その他	千円 58,149	千円 56,200	千円 1,949																																																																		
計	58,149	56,200	1,949																																																																		
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額																																																																		
その他	千円 986	千円 1,000	千円 △13																																																																		
計	986	1,000	△13																																																																		
区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額																																																																		
その他	千円 128,650	千円 67,194	千円 344																																																																		
計	128,650	67,194	344																																																																		
内容	貸借対照表計上額（千円）																																																																				
その他有価証券 非上場株式	10,000																																																																				
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額																																																																		
その他	千円 52,728	千円 50,200	千円 2,528																																																																		
計	52,728	50,200	2,528																																																																		
区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額																																																																		
その他	千円 7,151	千円 153	千円 2																																																																		
計	7,151	153	2																																																																		
内容	貸借対照表計上額（千円）																																																																				
その他有価証券 非上場株式	10,000																																																																				

7. デリバティブ関係

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。

8. 退職給付関係

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>△18,693千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>△18,693千円</td></tr> </table> （注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。 3. 退職給付費用に関する事項 （平成22年4月1日から平成23年3月31日まで） <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>7,250千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>7,250千円</td></tr> </table> （注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。	退職給付債務	△18,693千円	退職給付引当金	△18,693千円	勤務費用	7,250千円	退職給付費用	7,250千円	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項（平成24年3月31日現在） <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>△20,003千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>△20,003千円</td></tr> </table> （注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。 3. 退職給付費用に関する事項 （平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>7,090千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>7,090千円</td></tr> </table> （注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。	退職給付債務	△20,003千円	退職給付引当金	△20,003千円	勤務費用	7,090千円	退職給付費用	7,090千円
退職給付債務	△18,693千円																
退職給付引当金	△18,693千円																
勤務費用	7,250千円																
退職給付費用	7,250千円																
退職給付債務	△20,003千円																
退職給付引当金	△20,003千円																
勤務費用	7,090千円																
退職給付費用	7,090千円																

9. 税効果会計関係

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)																																																																										
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td><td>15,294千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>20,418千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>6,650千円</td></tr> <tr> <td>移転による除却予定資産減損</td><td>7,170千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>6,824千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>19,740千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>76,099千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△32,440千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>43,658千円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△793千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△806千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△1,600千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△2.9%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の減少</td><td>△1.6%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>0.1%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>36.7%</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入超過額	15,294千円	賞与引当金繰入超過額	20,418千円	資産除去債務	6,650千円	移転による除却予定資産減損	7,170千円	未払事業税	6,824千円	その他	19,740千円	繰延税金資産小計	76,099千円	評価性引当額	△32,440千円	繰延税金資産合計	43,658千円	その他有価証券評価差額金	△793千円	その他	△806千円	繰延税金負債合計	△1,600千円	法定実効税率	40.7%	(調整)		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	評価性引当額の減少	△1.6%	住民税均等割	0.1%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.7%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td><td>12,629千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>18,980千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>7,602千円</td></tr> <tr> <td>移転による除却予定資産減損</td><td>6,698千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>7,012千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>28,721千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>81,645千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△19,763千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>61,881千円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△901千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△901千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>5.4%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の減少</td><td>△3.7%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td>1.6%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>44.2%</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入超過額	12,629千円	賞与引当金繰入超過額	18,980千円	資産除去債務	7,602千円	移転による除却予定資産減損	6,698千円	未払事業税	7,012千円	その他	28,721千円	繰延税金資産小計	81,645千円	評価性引当額	△19,763千円	繰延税金資産合計	61,881千円	その他有価証券評価差額金	△901千円	繰延税金負債合計	△901千円	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	5.4%	評価性引当額の減少	△3.7%	住民税均等割	0.2%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2%
貸倒引当金繰入超過額	15,294千円																																																																										
賞与引当金繰入超過額	20,418千円																																																																										
資産除去債務	6,650千円																																																																										
移転による除却予定資産減損	7,170千円																																																																										
未払事業税	6,824千円																																																																										
その他	19,740千円																																																																										
繰延税金資産小計	76,099千円																																																																										
評価性引当額	△32,440千円																																																																										
繰延税金資産合計	43,658千円																																																																										
その他有価証券評価差額金	△793千円																																																																										
その他	△806千円																																																																										
繰延税金負債合計	△1,600千円																																																																										
法定実効税率	40.7%																																																																										
(調整)																																																																											
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%																																																																										
評価性引当額の減少	△1.6%																																																																										
住民税均等割	0.1%																																																																										
その他	0.4%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.7%																																																																										
貸倒引当金繰入超過額	12,629千円																																																																										
賞与引当金繰入超過額	18,980千円																																																																										
資産除去債務	7,602千円																																																																										
移転による除却予定資産減損	6,698千円																																																																										
未払事業税	7,012千円																																																																										
その他	28,721千円																																																																										
繰延税金資産小計	81,645千円																																																																										
評価性引当額	△19,763千円																																																																										
繰延税金資産合計	61,881千円																																																																										
その他有価証券評価差額金	△901千円																																																																										
繰延税金負債合計	△901千円																																																																										
法定実効税率	40.7%																																																																										
(調整)																																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.4%																																																																										
評価性引当額の減少	△3.7%																																																																										
住民税均等割	0.2%																																																																										
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2%																																																																										

第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。 この税率変更により、繰延税金資産は4,363千円減少（繰延税金負債は127千円減少）し、その他有価証券評価差額金が127千円、法人税等調整額が4,363千円、それぞれ増加しております。

10. 資産除去債務関係

第25期
平成23年3月31日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業用に貸借している事務所等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件の耐用年数等を参考に使用期間を見積り、対応する期間の割引率を使用して、金額を算定しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	5,776千円
時の経過による調整額	79千円
見積りの変更による増加額※	10,489千円
期末残高	16,345千円

※当社グループの経営統合に伴い、当事業年度末において見積りの見直しを行ったもの

第26期
平成24年3月31日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業用に貸借している事務所等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件の耐用年数等を参考に使用期間を見積り、対応する期間の割引率を使用して、金額を算定しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	16,345千円
時の経過による調整額	80千円
見積りの変更による増加額※	3,574千円
期末残高	20,000千円

※当社グループの経営統合に伴い、平成24年5月にオフィス移転することを決定したことから、当事業年度末において見積りの見直しを行ったもの

11. セグメント情報等

第25期
(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(セグメント情報)

第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
中央三井高金利ソブリンオープン	1,336,886千円
中央三井VAバランスファンド（株25／100）	1,150,446千円

(注) 当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当事業年度において、17,622千円の減損損失を計上しておりますが、当社は投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第26期
(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(セグメント情報)

第26期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

当社は、投資信託委託業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託業の区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・リアルコース）	2,529,799千円

(注) 当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

12. 関連当事者との取引関係

I 第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区	261,608	グループの業務執行管理	(被所有) 直接100%	持株会社経営指導	統合関連費用の支払 統合関連費用	51,394	未払金	15,680

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払 (注1) 支払代行手数料	3,100,880	未払手数料	243,621
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注) 親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託投資顧問	支払投資顧問料 (注1) 調査費（支払投資顧問料） 建物の賃借 (注2)	2,425,966 —	未払費用 前払費用 長期差入保証金	201,863 11,088 72,681

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

（注2）取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

Ⅱ 第26期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区	261,608	グループの業務執行管理	(被所有)直接100%	持株会社経営指導	統合関連費用の支払(注2) 統合関連費用	12,011	—	—

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注)親会社三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払(注1) 支払代行手数料	2,678,471	未払手数料	194,559
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注)親会社三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託投資顧問	支払投資顧問料(注1) 調査費(支払投資顧問料)	1,850,089	未払費用 前払費用	157,857 176

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報

項目	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	542,702円95銭	573,053円68銭
2. 1株当たり当期純利益	54,910円36銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	30,254円79銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第25期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第26期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
当期純利益（千円）	277,297	152,786
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	277,297	152,786
普通株式の期中平均株式数（株）	5,050	5,050

14. 重要な後発事象

第26期
(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(企業結合)

当社は、平成24年1月31日開催の取締役会における決議に基づき、住信アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び住信アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 住信アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 中央三井アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②企業結合日

平成24年4月1日

③企業結合の法的形式

住信アセットマネジメント株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

④結合後の企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

旧中央三井トラスト・グループと旧住友信託銀行グループは、平成23年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び住信アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足するものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

（４）親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記（３）及び（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

当社は、平成24年4月1日に中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に変更しました。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

- ① 名称：三井住友信託銀行株式会社
- ② 資本金の額：342,037百万円（平成24年4月1日現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」

に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(1) 受託会社と同じ。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間中に、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる次の書類を提出しております。

提出日	書類名
平成23年10月26日	臨時報告書
平成24年1月17日	有価証券報告書
平成24年1月17日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年1月25日	臨時報告書
平成24年3月16日	有価証券届出書
平成24年3月30日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅 則 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界インフラ株式・債券分散ファンドの平成23年10月18日から平成24年4月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界インフラ株式・債券分散ファンドの平成24年4月16日現在の信託財産の状態及び同日

をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太 典 明 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 勝 也 印
--------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（旧社名：住信アセットマネジメント株式会社）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年4月1日に中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、会社名を三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。